

告示第251号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和4年8月8日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ザグザグ尾道高須店  
所在地 尾道市高須町字大新5281番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信  
住所 岡山市中区清水369番地2
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年4月2日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,165㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

建物西側	19台
建物敷地北側	15台
合計	34台

(2) 駐輪場の収容台数

建物敷地北側駐車場西側	10台
-------------	-----

(3) 荷さばき施設の面積

建物西側	38㎡
------	-----

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

建物内西側	6.04㎡
-------	-------

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

	出入口の数	位置
建物西側駐車場	3箇所	建物敷地西側及び東側
建物敷地北側駐車場	1箇所	建物敷地北側駐車場西側
合計	4箇所	

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日  
令和4年8月1日
- 8 届出書等の縦覧場所  
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）
- 9 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
  - (1) 期間  
令和4年8月9日から同年12月8日まで。ただし、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する休日を除く。
  - (2) 時間帯  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 10 意見書の提出
  - 法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
    - (1) 提出期限  
令和4年12月8日
    - (2) 提出先  
尾道市役所産業部商工課